

議案第7号

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月25日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

放課後児童支援員の要件について、学校教育法の一部改正により新たに設けられた専門職大学の前期課程を修了した者を追加する。

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

平成 年 月 日
条 例 第 号

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。